

岡山市立御野小学校 PTA 規約

昭和 31 年 5 月 11 日施行、昭和 63 年 5 月 11 日改正、平成 4 年 5 月 14 日改正
平成 9 年 3 月 1 日改正、平成 14 年 5 月 10 日改正、平成 18 年 5 月 16 日改正
平成 22 年 5 月 13 日改正、令和 3 年 10 月 12 日全部改正、令和 5 年 6 月 1 日改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、御野小学校 PTA といい、事務所を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、保護者と教職員が緊密に協力して、本校教育の振興と児童の福祉の増進を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。但し、営利的・宗教的及び政治的な事業活動は行わない。

- (1) 家庭教育、学校教育及び社会教育の振興に関わること
- (2) 児童の福祉を増進すること
- (3) 会員相互の親睦及び教養の向上に関わること
- (4) その他本会の目的達成のために必要なこと

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、児童の保護者又はこれに代わる者及び教職員とする。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 (保護者)
- (2) 筆頭副会長 1 名 (保護者)
- (3) 副会長 若干名 (1 名は教職員)
- (4) 会計 1 名 (保護者)
- (5) 書記 1 名 (教職員)
- (6) 監査 2 名 (保護者)
- (7) 地域担当役員 (みのっ子見守り隊) 各地域から若干名

2 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

3 役員がやむを得ない事情で年度途中で交代する場合は、常任委員会の協議により補充の役員を選出し、会長がこれを委嘱する。なお、その任期は前任役員の残任期間とする。

(役員を選任)

第 6 条 役員は全会員の中から選出し、総会でこれを決定する。

2 会長、筆頭副会長、副会長、会計、監査は、選考のための特別委員会が候補者を選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、総理する。
- (2) 筆頭副会長、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の収入及び支出等の会計事務を正確に行い、総会に報告する。
- (4) 書記は、各種会合の通知をし、会務を記録する。
- (5) 監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 地域担当役員(みのっ子見守り隊)は、各地域を代表し、会務を処理する。

(顧問)

第8条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の相談に応じる。
- 3 顧問は、会長がこれを委嘱する。但し、任期は1年とする。

第3章 機関

(機関)

第9条 会の運営は、次によって行う。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 特別委員会

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成される会の議決機関であり、次の事項を決定する。

- (1) 事業報告及び決算
 - (2) 役員を選定
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) その他重要な事項
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。
 - 3 定期総会は、最低年1回開催し、会長がこれを決定する。
 - 4 臨時総会は、常任委員会が必要と認めた時又は会員の三分の一以上の請求があったときに開催する。
 - 5 総会の定足数は、委任状を含む全会員の五分の一以上とし、決議は対面総会の場合は出席者の、書面総会の場合は書面提出者の過半数の同意を必要とする。

(常任委員会)

第11条 常任委員会の仕事は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の立案と推進
- (2) 決議事項の審議
- (3) 総会議案の作成
- (4) 特別委員会の設立
- (5) 総会付託事項の処理
- (6) その他本会の運営に必要な事項

- 2 常任委員会の構成は、会長、筆頭副会長、副会長（教職員1名を含む）、会計、書記とする。
- 3 前項以外の役員又は顧問は、必要に応じて常任委員会に出席することができる。
- 4 会長は、必要に応じて、監査、顧問、その他必要な者の出席を求めることができる。
- 5 常任委員会の招集は、必要に応じ会長が行う。

（特別委員会）

第12条 常任委員会により特別委員会が設置された場合は、当該委員会の長は常任委員会に出席し、審議状況及び審議結果を報告する。

第4章 会 計

（会 費）

第13条 本会の会費は、児童1人月200円とし、教職員はこれに準じる。

（会 計）

第14条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、4月1日から総会までは暫定予算を設けることができる。

第5章 雑 則

（規約の変更）

第16条 本会の規約は、総会の議決を経て改正することができる。

（細則の決定）

第17条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、常任委員会の決議を経て定める。

<附 則>

この規約は令和5年6月1日より施行する。

岡山市立御野小学校 PTA 弔慰規程

昭和 53 年 9 月 1 日施行、昭和 62 年 5 月 10 日一部改正
平成 4 年 5 月 17 日一部改正、平成 5 年 5 月 17 日一部改正
平成 10 年 7 月 4 日一部改正、平成 22 年 5 月 12 日一部改正
平成 28 年 5 月 11 日一部改正、令和 3 年 10 月 12 日全部改正

1 死亡による弔慰規程

	弔 問	葬儀・告別式参列			PTA からの 御供
		児 童	PTA	教職員	
児 童	会 長 校 長 担 任	当該学級	会 長 副 会 長	全教職員	10,000 円
PTA 会員 (保護者)	会 長 校 長 担 任		会 長 副 会 長	校 長 担 任 職 員 代 表	10,000 円
教職員	会 長 校 長 職 員 代 表	当該学級 (担任以外の場合 は児童代表)	会 長 副 会 長	全教職員	10,000 円

※葬儀が遠隔地の場合は、少数代表者又は弔電をもってかえることができる。

※葬儀が授業中におこなわれる場合は、できるだけ授業を優先する。

2 見舞いの規程

(1) 疾病の見舞い

	疾病の内容	見舞金
児 童	疾病による 1 週間以上の入院	3,000 円
PTA 会員	PTA 活動中のけが等による 2 週間以上の入院	3,000 円

(2) 災害の見舞い

児童 (PTA 会員)・教職員宅が火災に遭遇した場合は、5,000 円の見舞金をおくる。

その他の災害については、状況に応じて会長・副会長と校長で協議の上決定する。

<附 則>

- この規程に定めのない事項及び異例に属する場合は、会長・副会長と校長が協議し決定する。
- この規程による弔慰見舞金を受けた場合は、返礼は一切しないものとする。
- この規程の変更は、常任委員会の決議によるものとする。
- この規程は、令和 3 年 10 月 12 日より施行するものとする。